

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減給

不適正な事務処理

被処分者	主事 45歳
事案の内容	平成30年度、令和元年度の特別障害者手当（国手当）に係る現況届に施設入所している旨の記載があった受給資格喪失者5名に対して、手当の支給停止の手続きを行わなかったことにより、合計金額1,820,230円の過払金を発生させた。
処分の内容	減給10分の1 2月
発令年月日	令和3年3月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号